

第32回食品表示部会の検討議題

資料8-(4)

(2004年5月10日～5月14日、モントリオール(カナダ))

1. 開催日程及び場所

日程：2004年5月10日～5月14日（5月8日：有機食品のWG）
場所：モントリオール(カナダ)

2. 主要議題の検討内容

(1) 議題2：コーデックス委員会その他の部会から付託された事項

- ・4／7現在資料未着

(2) 議題4：健康強調表示の使用に関するガイドライン案（ステップ6）

- ・「広告」をガイドラインの対象とすることについて

(3) 議題5：有機食品の生産、加工、表示及び流通のためのガイドライン案

- ・使用許可資材の見直し（ステップ6）

(4) 議題6：遺伝子組換え技術/遺伝子工学で得られた食品の表示に関する勧告案

- ・定義（ステップ7）
- ・表示適用対象：DNAの含有に着目した3つの選択肢（ステップ4）
- ・閾値水準（加工食品の混入率、意図せざる混入）

(5) 議題7：包装食品の表示に関する一般規格の修正案：量的原材料表示（ステップ3）

全ての食品に、原材料の重量についてパーセントの明記を義務化（参考1）

(6) 議題8：原産国表示に関する考察

- ・4／7現在資料未着 消費者の関心を踏まえて原産国表示の見直し（参考2）

(7) 議題9：食品表示とトレーサビリティ／プロダクトトレーシングに関する考察

- ・4／7現在資料未着

(8) 議題10：誤認しやすい表示に関する考察

- ・4／7現在資料未着 誤認しやすい情報及び誤認防止措置の類型

量的原材料表示に関する検討

1. テキスト

○包装食品の表示に関する一般規格の修正案：量的原材料表示（ステップ3）

（議題7（ALINORM 03/22A APPENDIX VII））

〔仮訳〕

5. 追加的義務表示

5.1 量的原材料表示

5.1.1 混合物（mixture）又は組み合わせて（combination）販売される全ての食品には、以下の原材料（複合原材料の原材料を含む）について、重量による使用割合を明記しなければならない：

- a) 用語や絵によってラベル上で強調されているもの；又は
 - b) [消費者によって食品と結びつけて考えられるもの；又は
 - c) 食品の特徴付けにとって必須なもの；又は
 - d) 混乱を招く恐れのある他の食品と区別するために必須なもの；又は]
 - e) 食品の一般名称又は貿易上の名称中で明らかであるもの；又は
 - f) [消費者の健康の増進や誤認を防ぐために（当該）国の機関が明記することが必要であるとみなすもの]
 - g) [果実、野菜、（精白していない）穀物又は加えられた糖類について明示又は暗示するもの]
- ただし、以下の場合は明記する必要はない。
- h) [最終製品に重量で占める割合が2%以下の原材料であり、香料として使用される場合；又は]
 - i) 最終製品に重量で占める割合が[2%]以下の原材料であり、原材料の量と栄養上又は健康上の効果を消費者が合理的に関連付けて考えるおそれがない場合；又は
 - j) コーデックスにおける特定の食品規格が、当該提案で記載される要件に一致しない場合

5.1.2 5.1.1で求められる情報は、[最も近接するパーセント単位をもって、] 製品のラベルに明記されなければならない。

原材料の重量による使用割合は、[特定の原材料を強調している用語又はイメージ、食品の一般的な名称又は分類名、又は原材料リストに記載されている原材料に近接して、ラベルに表示されるべきである。]

- a) [原材料の多さを強調する場合は、最低パーセンテージ；又は]
- b) 原材料の少なさを強調する場合は、最大パーセンテージ；又は]
- c) 他の場合は、パーセンテージの概数

2. これまでの経緯及び我が国の考え方

我が国の考え方（案）

〔包装食品の表示に関する一般規格の修正案：量的原材料表示〕

1. 検討内容

全ての食品に、原材料の重量についてパーセントの明記の義務化について議論。

2. 基本的考え方

- (1) 量的原材料表示は、消費者にとって、特定の製品において特定の原材料の使用量の多少が製品の品質を判断し、製品を選択する際の重要な情報である。（ただし、消費者が関心を有する対象製品は、食生活の形態が相違することから、各国によって異なる。）
- (2) 製造業者にとっては、量的原材料表示の実施の対象範囲及びその方法によっては、多大な経済的負担が強いられる可能性がある。（表示に要する新たな経済的負担は結果的に消費者に転嫁）
- (3) このため、量的原材料表示の対象を全ての食品とするのではなく、次の条件を満たす特定の食品及び原材料に限定して検討すべきである。

- ① 食品の特徴付けにとって必須のものであり、かつ、当該国の多くの消費者が当該原材料の使用量の多少が製品の品質を判断する上で重要であると考えているもの
- ② ①に該当する具体的な食品名、原材料名については、各において規定

以上のように限定された食品について、製品の品質を一定とするために使用原材料の配合割合が変わることがあり得るので、通常の製造過程における原材料の使用割合の変化と表示の整合性について議論を深める必要がある。

〈第30回食品表示部会における議論（2002年5月）〉

主に総論としての議論が行われた。

（米国、カナダ、メキシコ、チリ、南アフリカ、スペイン、開発途上国（インド、フィリピン等））

- ・現行のコーデックスの一般規格により、消費者が必要とする情報は十分に伝達されている。量的原材料表示の実効性には疑問があるため、各国が任意で取り組むべきであり、コーデックスにおける検討は不要。

(英国、ノルウェー、豪州、ニュージーランド、C I)

- ・量的原材料表示は、消費者保護の観点から意義がある。作業部会を設けて、検討すべき。

〈第31回食品表示部会における議論(2003年5月)〉

テキスト(CX/FL03/11ANNEX1)に即して、総論及び各論について議論が一通り行われた結果、今回テキストのように修正されることになった。

(1) 総論

不要とする立場・・米国、カナダ、メキシコ、ケニア、韓国等

必要とする立場・・EU諸国、ノルウェー、スイス、ブラジル、消費者団体等

[我が国が主張した点]

消費者にとって、特定の原材料の使用量の多少が製品の品質に影響を及ぼす場合には重要な情報であるが、全ての食品に一律に適用するのは不適切との立場から、本課題の検討を行うべき。

(2) 各論

[我が国が主張した点]

- ・5.1.1(b)(d)を削除すべき
- ・5.1.1(g)(h)の2%については今後議論が必要で、括弧に入れるべき。
- ・5.1.2の表示方法を%単位で表示という点については、場合によっては10%単位の表示もあり得るのではないか。

原産国表示に関する検討

1. テキスト

(注：本議題に関しては、4月6日現在テキストが到着していないため、前回資料をそのまま参考のため掲載している。)

○第29回食品表示部会における修正案（英国提案（CX/FL 01/12））

（議題10「原産国表示に関する作業ペーパー」（CX/FL 02/11））

〔仮訳〕

4.5 原産国

製品

4.5.1 食品の原産国は、表示するものとする。

4.5.1.1 「の產品」（または、「の製品」、「で生産された」、「原産地」、スイス、等々）という用語は、全ての重要な原料または成分が明確にされた国から来たものであり、そして、実質的にその食品と関連する生産/製造プロセスの全てがその場所または国の範囲内で行われる場合に限り使用されるものとする。重要な原料がその国から来えない場合には、例外が認められる。

4.5.1.2 食肉に対しては、原産国は、生まれ育ち屠殺された場所である。これらの場所が異なる場合には、それぞれを表示するものとする。

4.5.1.3 「の產品」またはその同等の用語が使われていない場合には、原産地表示はその食品がその性質の実質的な変化を最後に受けた国を特定し、「で塩漬けされた」、「でつくられた(made in)」、「でつくられた(prepared in)」、「で製造された」などの適当な用語を使用すべきである。包装、切断、薄切り、細刻、刻み、おろしその他類似の工程はこの目的に合っては食品の性質を実質的に変化させる工程ではない。

4.5.2 表示が原産地を意味しうる他の材料を掲示している場合は、表示が消費者に誤解を与えることを避けるために十分に目立つようにすべきである。

原料

4.5.3 省略すると消費者に誤解を与える可能性がある場合には、どの原料でも原産地は表示しなければならない。これは、表示が、原料原産国と加工した国とが同じであるかのごとく行われている場合には特に重要である。

4.5.4 問題の原料の原産国が製品の原産国と同じものである場合を除いては、原産地は次の場合に対して常に表示するものとする。

- ・[主な原料（閾値を決定すべし）]、又は、
- ・[特定の確認された原料（例えば、食肉および乳製品、閾値を決定すべし）]、又は、
- ・[使用量が少ない場合を除いて、消費者によって食品の名称で呼ばれるか、または通常その名前に関係がある原料（閾値を決定すべし）]

4.5.5 原料原産地の表示は、可能なかぎりいつでも、関係国は一国にすべきである。他の場合には、国グループで言っても、また「原産地は、変わる可能性がある」または「一ヵ国以上の生産品」のようなフレーズを使ってもよい。

〔包装食品の表示に関する一般規格（現行規格）〕

（抜粋：原産国表示関連部分）

〔仮訳〕

4.5 原産国

4.5.1 省略すると、消費者を誤解させ又は欺くことになる場合は、食品の原産国が明示されるものとする。

4.5.2 食品が別の国においてその性質を変化させる加工を受ける場合にあっては、当該加工が実施される国は、表示の目的上、原産国と見なされるものとする。

2. これまでの経緯及び我が国の考え方

我が国の考え方（案）

〔原産国表示に関する作業ペーパー〕

1. 検討内容

消費者の関心を踏まえて、原料原産国表示の規定の追加等の原産国表示の見直し。

2. 考え方

(1) 原産国表示は、消費者にとって、商品の品質を判断し、適切に商品を選択するため重要な情報である。

このため、日本では、全ての生鮮食品について原産地（国）表示を義務付けてい る。また、輸入した加工食品についても、原産国表示を義務付けているほか、一部 の加工食品については、主な原料の原産国表示を義務付けている。

（ただし、消費者が関心を有する商品、原材料は、食生活の形態が相違することか ら、各国によって異なる。）

(2) 原料の原産国が最終製品の品質に与える影響は製品によって異なるが、加工度が 低く原料が原形をとどめているような食品については、原料の原産国に関する情報 を表示することは有益であると考えられる一方、製造業者にとっては、原料原産国 表示の実施の対象範囲及びその方法によっては、正しい表示を行うことが困難であ ったり、多大な経済的負担が強いられる可能性がある。（表示に要する新たな経済 的負担は結果的に消費者に転嫁）

(3) このため、原料原産国表示については、消費者が適切に商品を選択するため、ど のような品目について原料原産国表示が必要か、また、製造・流通の実態から信頼 性のある原料原産国表示の実施が可能か、表示方法はどうあるべきかという観点か ら、その実施について検討する必要がある。

〈第30回食品表示部会における議論（2002年5月）〉

以下のような議論があった結果、新規作業として取り上げることとして第49回執行委員 会に提案したが、執行委員会では新規作業とすることが認められなかった。

（EU諸国、韓国、マレーシア、グリーンピース、CI）

・原産国表示の規定については、現在の規格では消費者の要望には対応できないため、 見直すことが必要。

(米国、カナダ、中南米諸国、豪州、ニュージーランド、ケニア、製造業者団体)

- ・原産国表示については、実効性に問題がある、WTOで別途検討され重複する等から、規定を見直す必要がない。

〈第31回食品表示部会における議論(2003年5月)〉

以下のような議論があった結果、新規作業として取り上げることについてコンセンサスが得られなかつたとして、作業を継続しないこととされたが、第26回総会では我が国をはじめ作業の継続を求める意見が出され、引き続き検討を継続することとなった。

作業を継続すべきとの立場・・日本、オランダ、韓国、ノルウェー、スウェーデン、イス、フランス、消費者団体等

現行規定でよいとの立場・・南アフリカ、アルゼンチン、バルバドス、ケニア、米国、豪州、ブラジル、ボリビア、メキシコ、インド、エジプト、製造者団体等

第14回食品の表示に関する共同会議
(平成16年3月24日開催) 資料

加工食品の原料原産地表示 義務表示対象品目の決定について（案）

平成16年3月 日
食品の表示に関する共同会議

平成15年8月6日、食品の表示に関する共同会議（以下「共同会議」という。）は、報告書「加工食品の原料原産地表示に関する今後の方向」（以下「報告書」という。）をとりまとめた。この報告書に示された選定要件に基づいて、共同会議事務局は原料原産地表示を義務づけるべき加工食品の品目案（以下「品目群リスト」という。）を作成し、11月12日に公表した。

この「品目群リスト」に関して広く国民の意見を聴取し、最終的な義務表示対象品目の決定に反映させるため、共同会議事務局は全国9ヶ所（札幌、仙台、東京、金沢、名古屋、大阪、徳島、福岡、那覇）で公開ヒアリングを行ったほか、書面による意見を募集した。

この結果、消費者、食品事業者、農畜水産業生産者及びこれらの団体、地方自治体等から、書面による意見が290件提出された。また、公開ヒアリングについては、東京会場で12月第3週に4日間、他の8都市の会場で本年1月中旬から2月初旬にかけて各1日間、計67名の意見陳述があった。

共同会議では、これらの意見をふまえ、第13回（平成16年2月25日）、第14回（3月24日）にかけて、報告書の要件に照らし義務表示対象品目の選定に関して検討を行った結果、以下のとおり義務表示対象品目を決定した。

1. 義務表示対象品目

○義務表示対象品目は以下のとおりとする。ただし、実際の品質表示基準における規定ぶりについては、今後法制的整理を経る必要があるが、いずれにしても個別品目ごとの詳細な適用関係を明示するため、別途Q&A方式で呈示する。

1. 乾燥野菜、乾燥きのこ類、落花生、乾燥果実、乾燥食肉、乾燥魚介類、乾燥海藻類その他乾燥した農畜水産物

2. 塩蔵野菜、塩蔵魚介類、塩蔵海藻類その他塩蔵した農畜水産物

3. 調味液と混合した野菜、調味液と混合した食肉、調味液と混合した魚介類
その他調味液と混合した農畜水産物

4. カット野菜、カット果実、合挽肉、その他混合した農畜水産物及びゆでだこ、かつおのたたきその他生鮮食品同様に販売される農畜水産物

5. 緑茶、もち、こんにゃく、あん

[豆腐、納豆]

豆腐、納豆については、身近な食品であり義務表示が必要との意見がある一方、原料の混合、切り替えが頻繁に起こること、中小零細企業が多くその都度包装を変更することは困難なこと等から、直ちに義務化のための告示は行わず、ガイドライン又は公正競争規約などにより表示の普及に努めるとともに、実行可能な表示方法を実証的に検討した後、おおむね2年後を目途に、表示の実施状況をふまえ、義務表示に移行するか否かについて共同会議において検討する。

○現行の8品目は、従来どおり義務表示対象品目とする。

○上記以外の品目は、義務表示対象品目としない。ただし、事業者の責任において任意で表示することは妨げない。

2. 今後の取扱い

(1) 今回選定した義務表示対象品目については、今後、パブリックコメント、WTO通報を経て、平成16年度半ばを目途にJAS調査会総会で決定されれば、すみやかに表示基準を改正し、これを告示する。(ただし、告示後2年間程度の猶予期間を設ける。)

(2) 加工食品の原料原産地表示については、義務表示対象品目の表示の実施状況、加工食品を生産、製造、流通及び加工する場合における原料農畜水産物及びこれを原料とする加工食品の取扱いの状況、国際的な規格の検討の状況、トレーサビリティの進展・普及状況、消費者の関心等を踏まえつつ、一定期間内に所要の見直しを行うものとする。